

障害者雇用率の報告に係る算定について

中央省庁等での問題を踏まえ、平成30年6月1日時点で神奈川労働局に報告した障害者雇用率の算定について再調査を行ったところ、一部、国のガイドラインにのっとった障害者の把握・確認を行っていないことが判明しましたので、次のとおりお知らせします。

本件について、関係する方々並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

障害者雇用率の算定人数を160人と神奈川労働局に報告しました。このうち92人については、国のガイドラインで示されている障害者手帳等による確認を行っていましたが、68人については、障害者手帳等による確認を行っていませんでした。

(単位：人)

	市長事務部局	教育委員会 (教員等を含む)	合計
報告人数	101	59	160
手帳等確認済み	73	19	92
手帳等未確認 (職員カード等の報告のみ)	28	40	68

市長事務部局においては、平成24年度以前に登録したデータの一部に、手帳等による確認を行った上で登録したことが不明なデータがあることが判明しました。

教育委員会においては、一部のデータを除き、手帳等の確認を行わず、算入をしていました。

2 今後の対応

- ・国のガイドラインにのっとり、教員を含む全職員を対象に再調査を行い、正確な雇用率の把握を行います。
- ・国の全国調査等の動向を踏まえつつ、外部委員によるコンプライアンス推進委員会に調査を依頼するなど、事務の検証、原因の解明、再発防止を図ります。
- ・職員のプライバシーに配慮しつつ、障害のある職員の適切な把握、確認及び報告を徹底していきます。

問い合わせ先

(市長事務部局に係ること)

職員課

電話：042-769-8213

対応責任者：鈴木

(教育委員会に係ること)

教育総務室

電話：042-769-8280

対応責任者：杉野

(教育委員会(教員等)に係ること)

教職員人事課

電話：042-769-8279

対応責任者：農上